

佐川町モニターツアー一造成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐川町補助金交付規則（平成9年佐川町規則第20号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、佐川町モニターツアー一造成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた町内及び高知県内観光施設等への誘客を図り、各観光施設等の磨き上げを図るとともに、落ち込んだ地域における人の流れを作り出し、地域を再活性化することを目的として、第3条に規定するモニターツアーの実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、自然・体験、歴史、食資源等をテーマに、県内の観光施設、観光地、体験プログラム、イベント、企画展等を目的地とするモニターツアー（募集型・受注型企画旅行）を実施する事業とする。

(補助事業者、補助対象経費、補助率等)

第4条 補助事業者、補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、旅行出発日の前日から起算して5日（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）前までに、補助事業ごとに補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 申請書には、次の関係書類を添付しなければならない。

- (1) 旅行行程表
- (2) 補助対象経費に係る見積書等
- (3) その他参考となる資料

(補助金の交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業について、次の各号のいずれかの変更を行う場合には、あらかじめ、補助金変更申請書（様式第2号）を町長に提出し、承認を受けなければならない

- (1) 補助事業の廃止
 - (2) 補助金額の増額
 - (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更
- (実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日まで、補助金実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金実績報告書には、次の関係書類を添付しなければならない。

- (1) 最終の旅行行程表
 - (2) 最終の補助対象経費に係る見積書等
 - (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (4) モニターツアー参加者から回収したアンケートの写し
 - (5) 募集型モニターツアーの場合は、募集時のチラシ、ウェブサイトの画面等の写し
 - (6) 受注型モニターツアーの場合は、依頼主及び依頼内容が分かる資料の写し
 - (7) モニターツアー実施の様子が分かる写真
- (補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第14条ただし書に規定する補助金の概算払の請求をしようとするときは、補助金概算払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求が適当であると認めるときは、補助金を概算払することができる。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助事業者が、次に掲げる各号に該当するときは補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 別表第1に掲げる排除措置対象者と認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき。

(書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る書類等を事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、佐川町情報公開条例(平成17年佐川町条例第21号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項

の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助事業者	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている佐川町内に本社若しくは本店を置く法人又は町内に住所を持つ個人事業主。ただし、町税について滞納がある者及び佐川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年佐川町規則第 23 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者は交付の対象としない。
補助対象経費	モニターツアーを実施するために必要な経費すべて。ただし、他の制度による補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金の金額を除いた経費について補助対象とする。
補助率	定額 ただし、食糧費については 1 / 2 以内とする。
補助限度額	モニターツアー 1 本につき 5 万円
補助要件	<p>（1）モニターツアーは、佐川町内の目的地を 2 箇所以上巡る（飲食は町内事業者に発注する）ものであること。</p> <p>（2）最小催行人数はおおむね 10 人以上とすること。</p> <p>（3）参加者からモニターツアーに関するアンケートの回答を得て、ツアー訪問先にフィードバックするとともに、写しを町に提出すること。アンケート内容は様式第 6 号を参考にすること。</p> <p>（4）ツアーの実施にあたっては、業界全体ごとに全国的に策定されたガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策を講じること。</p>